# 済州四・三事件の理解



# 四・三事件の理解のための小冊子

2014年、四・三犠牲者追念日が法定記念日に指定されました。 国家が四・三犠牲者追念日を法定記念日に指定したことは、平和 と人権を尊重する国家としての位相を国際的に強化する契機になったと言えるでしょう。

それはまた国家権力が今後は過ちを冒さないという約束の意味 も含まれています。国民統合の時代的使命を果たしているものと 評価すべきでしょう。

これによって、長い歳月にわたって「恨」を胸に抱いて暮らして きた四・三犠牲者の家族の願いが叶えられたわけで、被害者たちは 今後、許しと共生の貴重な価値を大切に維持し、後裔たちに伝承す るべく努めることでしょう。

四・三は今後暗黒の歴史から光の歴史に変わらねばなりません。 済州社会はこれまで、四・三の葛藤のために発展の動力を失い、 跳躍の機会を逸してきました。

四・三の論争においては、種々様々な四・三に関する記憶と近視眼的解釈が衝突を繰り返してきましたが、その原因としては資料不足という事情もありました。

そこで本冊子は、政府が発行した「済州四・三事件真相調査報告

書」(済州四・三事件真相糾明及び犠牲者名誉回復委員会、2003年) の内容とその「報告書」発行以後に補完された資料などを適宜補充 して編みました。

済州四・三についての文献としては、個人や団体から多様なものが発行されており、四・三に関する見解もそれぞれの著者によって各人各様です。本書において個人の著述を引用しないのは、そうした多様な著者の主観性の影響を被っているのではという憂慮を払拭するためなのです。そのために、公信力があり客観的な政府報告書の内容を尊重して編集することにしたのです。

四・三平和公園を訪れる国民が年間20万名を超えています。本冊子が四・三慰霊祭壇への訪問客たちの資料に対する渇きを解消し、信じるに足る四・三資料として活用されることを期待しています。

「許しはしても忘れはしないでいよう」という過去史清算に関する西欧の名言を噛みしめながら、正義の国へという希望を心に抱きます。

2016年 4月3日

済州四·三平和財団理事長 李文教

# 目 次

第1章 四・三事件の背景	
1. 解放直後の済州島の状況	7
2. 三•一事件と官民一体のゼネスト	10
3. 四•三の導火線	13
第2章 四・三蜂起と武力衝突	
1. 1948年4月3日の武装蜂起	16
2. 米軍政の対応と平和交渉	18
3. 五•一○選挙拒否	21
4. 大韓民国政府の樹立	24
第3章 住民の集団的犠牲と事件の終結	の済州島の状況
1.「焦土化作戦」の実施	26
2. 集団的犠牲と「死の島」	30
3. 漢拏山へ避難していた人々の復帰と武装隊消	威32
4. 行方不明になった人々	35

# 第4章 四・三事件による被害と足枷

1. 人命被害の実態	43
2. 物的被害と「失われた村」	45
3. 連座制の足枷	48
第5章 四・三真相糾明への長い道程	
1. 四・三真相糾明運動と受難	50
2. 四・三特別法の制定	54
3. 真相報告書の確定と大統領の謝罪	57
4. 法定記念日指定	59
第6章 四・三平和公園の造成と済州平和財団の	の設立
1. 四•三平和公園の造成	62
2. 四・三平和記念館の建立	64
3. 済州四・三平和財団の設立	66

# 第1章

# 四・三事件の背景

### 1. 解放直後の済州島の状況

1945年8月、韓(朝鮮)民族は日本の圧政から解放されて国権を回復した。しかし米軍とソ連軍がそれぞれ南・北に進攻し、38度線を境界に駐屯したことにより、願いもしない分断状況がもたらされることになった。解放以後、新たな統一民族国家の樹立は国民総意の希望だったが、政治指導者たちは左右に理念が分かれて対立し、米国とソ連は冷戦対立へと突き進んだ。結局、解放3年後には南半部には大韓民国政府が樹立され、それに続いて北半部にももうひとつの政府が打ち立てられて、分断状態が固着化する羽目に陥った。

太平洋戦争が終わると直ちに、済州島に駐屯していた7万余名の日本軍は撤収し、軍事施設はすべて破壊され、米軍政が実施された。日本に渡っていた6万余名の済州人たちが故郷に戻り、新たな社会が創られることを期待した。

解放直後には、自主独立国家建設のための建国準備委員会(略称:建準)が全国的に組織され、済州でも大静面建準を筆

頭に1945年9月10日には済州島建準が結成され、やがて、人 民委員会に改編された。済州島人民委員会は9月23日に済州 農業学校で各邑・面の代表たちが参席する中で結成され、それ に続いて1945年末までに、青年同盟、婦女同盟、農民委員会、 消費組合など各種の社会団体が次々に組織された。

済州島人民委員会は治安活動に最大の努力を傾注した。治安業務は主に日本軍敗残兵の横暴を防ぐこと、そして土地・企業など「敵産(旧日本関連財産)」や軍需物資の恣意的処理を監視することだった。人民委員会は各面別に国民学校・中学院などを設立し、自治教育も実施した。人民委員会が実質的に島内の各面と村の行政を主導していた。行政は米軍政によって行われていたが、村によっては人民委員長が里長になり、人民委員会は当然のごとくに村の郷舎を使用していた。

人民委員会の自律的な動きとは別に済州島でも米軍政が実施された。米軍が済州島に進駐したのは1945年9月28日で、実質的に軍政業務を担当する第59軍政中隊が到着したのは11月9日だった。第59軍政中隊は人材不足と情報不足のせいで、まともな統治業務を遂行できるはずがなかった。したがって、影響力が強かった人民委員会の支援を受けることを余儀なくされた。

しかし、米軍政が人民委員会を公的な行政機関もしくは統治機構として認定したわけではなかった。米軍政は島庁と警

察の要職に日帝時代の官吏をそのまま配置し、さらには徐々に右翼人士を組織化して、人民委員会への対抗勢力として育てた。

- 米軍政当局:済州島人民委員会は「島内の唯一の政党として、すべての面で政府と変わりない唯一の組織」と評価した。 (「自由新聞」、1946年12月19日)
- ○『東亜日報』、宝庫の済州島視察記(1946年12月21日) 「世間では済州は左翼一色で人委の天下だという話がある が、済州の人委は建準以来、良心的な反日帝闘争の先鋒だ った指導層によって構成されており、最近になって分立す るようになった韓独、独促国民会などの右翼団体とも激し い対立はなく、無難かつ自主的に島内を指導している。」

1946年8月1日の済州島の済州道への昇格は、右翼の立場を強化させる決定的な契機になった。道昇格をひたすら主張してきた右翼勢力の路線を、米軍政が認める形になったのである。それ以後、道にふさわしく警察力が増強され、朝鮮警備隊第9連隊が創設されるなど、公権力が強化された。それに伴って、1946年末から人民委員会に対する米軍政の直接的な弾圧が始まった。

そうした米軍政の政策強行は道民の反対に遭遇し、経済的 困難とも相まって道民の不満は一層大きくなっていた。米軍 政は経済政策では現状維持のために、生活必需品の円滑な需給と物価安定に力点をおいた。しかし、解放直後には食糧生産が減少し、糧穀不足が継続するばかりか、価格も暴騰した。解放直後には帰還人口が6万余名にも膨れ上がることで、食糧難はさらに深刻化したが、解決策として提示された米穀収集政策が失敗するに及んで道民の不満はさらに高まった。

## 2.三・一事件と官民一体のゼネスト

1947年3月1日午後2時45分ごろ、済州邑観徳亭前には大きな銃声が轟いた。警察の銃弾にあたった住民数名が血まみれで倒れ、あげくは6名が死亡した。その銃撃事件以後、済州社会は歯止めの効かない混乱に陥り、翌年の四・三の渦に巻き込まれる導火線になった。

1947年3月1日は解放後2回目の三・一節であり、済州道の左 翼陣営はその日の記念式を全島あげての行事として行うよう に準備してきた。それに先立って2月17日には官公署を筆頭 として社会団体、教育界、儒教団体など、各界各層を網羅して 「三・一闘争記念行事済州道委員会」が結成された。続いて2月 23日、済州道民主主義民族戦線(略称:済州民戦)が結成され ると、三・一節記念行事準備は民戦が主導するようになった。

他方、米軍政当局は2月23日、忠南・北から応援警察100名 を済州に急派して非常警戒に入った。米軍政は三・一節行事に 際して、デモは絶対に許さないという方針と、集会事前許可原則を定めた。民戦議長団と米軍政当局は数回にわたって協議したが、合意点を見いだせない状態で、三・一節行事は当初の計画通りに強行された。

三・一節記念大会は各邑・面別に行われ、済州北国民学校で は済州邑・涯月面・朝天面住民3万余名が集まった。

済州邑では北国民学校の三・一節行事が午後2時に終わると、群衆たちは直ちに街頭デモを始めた。デモ隊が観徳亭を経て西門通りへ抜け出ると、観徳亭付近にいた騎馬警察の馬に幼児が轢かれて傷を負った。そしてその騎馬警察が傷ついた幼児をそのまま放置して立ち去ると、興奮した群衆たちは石を投げて抗議し、観徳亭付近に陣どっていた武装警察がそれに対応して銃撃を加えた。見物に来ていた民間人6名が瞬く間に死亡した。中には15歳の国民学校の生徒と乳飲み子を抱いた女性もいた。

その発砲事件で済州道内の民心は極度に悪化した。しかし、 米軍政と警察は事態の収拾よりデモ主導者の検挙に力を注い だ。左翼陣営は対策委員会を組織して米軍政と警察の弾圧を 暴露し、犠牲者の救護金の募金を始めた。続いて3月10日には 済州道庁を始め官民ゼネストが始まった。道庁など官公署は もちろん、銀行・会社・学校・運輸業者・通信機関など道内156 個の機関団体の職員たちがストに突入し、現職警察官までも ストに参加した。

米軍政庁は3月8日に合同調査チームを済州に派遣して事件の真相を調査したが、公式の真相発表をしないままに3月13日に済州を去ってしまった。3月14日には米軍政警務部長趙炳玉が済州を来訪し、ゼネストを瓦解させようとした。米軍政は3月15日に全南・北から応援警察222名を、3月18日には京畿道応援警察99名を増派して、ゼネストに強硬対応した。

趙炳玉警務部長は3月19日に談話文を発表し、警察の発砲を正当防衛と主張、その事件は北朝鮮との共同謀議で発生したものだという立場を明らかにして、済州道を「赤の島」とフレームアップした。この事件の直後、米軍政の報告書には「済州道は70%が左翼政党に同調したり加入するほどの左翼の本拠地」だと記録されている。

さらに米軍政は、3月15日からゼネスト首謀の疑いで民戦 幹部たちの連行を開始し、4月10日までに500名を検束した。 5月末までに検束者のうち328名が裁判に回付され、52名が実 刑を言い渡され、木浦刑務所に収監された。1947年の三・一事 件以後、1948年の四・三事件勃発までの1年間に2,500名が検 束された。

全道民の広範な三・一節記念式への参加と三・一〇ゼネストへの参加は、米軍政に済州道を「赤の島」と誤認させ、その後の済州は一方的な弾圧対象になってしまった。四・三への発火

点において、済州人たちは孤立した小さな島の中で世界の冷戦の構図による酷い犠牲を強いられることになった。

#### 3.四・三の導火線

米軍政は三・一事件の処理過程で、済州道軍政長官など高位の官吏たちを極右的な傾向のある人物たちに交替させた。1947年3月31日、済州警察監察庁長に金瑩培を任命し、4月2日には軍政長官にスタウト(Thurman A. Stout)少佐の後任としてベロス中佐(Russel D. Barros)を任命した。4月10日には朴景勲道知事の後任には極右の人物である柳海辰を任命した。

米軍政は官公署と教育界に対する粛清作業に着手して、ゼネストに加担した人々を罷免した。ストに参加した警察官66名も罷免した。その際に鉄道警察245名を募集して済州道に配置し、4月末の済州道の警察兵力は500名に達した。西北青年会(略称:西青)会員が大挙して済州道に入ってきて、蛮行を働くのもそれ以後のことだった。

8月に入ると、米軍政は大々的な弾圧に打って出た。道知 事辞任後には済州民戦議長に推戴されていた朴京勲をはじめ とする民戦幹部30余名を拘束した。多くの青年たちが検挙を 逃れて道外もしくは日本へ去り、一部は漢拏山の洞窟などに 身を隠す場所を用意する羽目に陥った。住民たちの不満も増 大した。その過程の1947年8月には、安徳面東広里で夏季穀物 収集担当公務員暴行事件が発生した。

1948年1月に朝鮮半島南半部の単独選挙案が明らかになると、南半部内の多くの政党と団体が次々と反対声明を発表して激しく反発した。反対理由は朝鮮半島が永久に南北に分断されることだった。その反対の隊列には左派陣営だけではなく、右派の一部と中道派さえもが加勢していた。南半部の単独選挙賛否問題をめぐって右派陣営も二つの潮流に分岐していた。

一つは単独政府反対・南北交渉の推進を掲げて統一運動を 主張していた金九・金奎植などの路線で、もう一つは米軍政と 歩調を合わせて単独政府樹立を推進していた李承晩と韓民党 系列の路線だった。

そうした政治の潮流の中で、南朝鮮労働党(略称:南労党) は単独選挙を阻止するための強力な闘争計画を立てた。それ が1948年2月7日を期して全国をゼネストに駆り立てた「二・ 七事件」だった。

1948年の初頭、済州道内左翼陣営は組織の核心幹部たちが 大挙検挙されることによって壊滅状態に陥っていた。「二・七 事件」を経て全道的に検挙旋風が吹き荒れ、逮捕された青年 たちに対する過酷な取り調べがなされていた。

朝天では3月6日に朝天中学院の生徒である金用哲がひどい 拷問によって息を引き取り、14日には慕瑟浦支署へ連行され た大静面永楽里出身の梁銀河が警察の殴打で息を引き取った。3月末には翰林面金陵里の青年の朴行九が西青団員に捕まり、はてしなく殴打されてから銃殺された。

窮地に追いこまれた済州道内の左翼陣営は、決死的な抗争の路線に傾くようになった。そして数回にわたる秘密会議の果てに、警察と西青に対する攻撃を開始することを決議し、迫っている五・一○単独選挙を、蜂起決行の大義名分として掲げた。

# 第2章

# 四・三蜂起と武力衝突

### 1.1948年4月3日の武装蜂起

1948年4月3日早暁2時。

漢拏山中腹のオルム (済州島で側火山を表す言葉) ごとに狼煙が赤く燃え上がり、南労党済州島党が主導する武装蜂起の合図が発せられた。350名の武装隊はその日の早暁、道内24か所の警察署のうちの12支署を一斉に攻撃した。警察と西北青年会の宿舎、独立促成国民会、大同青年団など右翼団体要人の家も襲撃した。

その事件で4月3日だけで、△警察=死亡4名、負傷6名、行 方不明2名、△右翼人士など民間人=死亡8名、負傷19名、△ 武装隊=死亡2名、生け捕り1名の人命損失が発生した。

武装隊は4月3日に行動を始めるに際して、2種類の「呼びかけ文」を撒いた。一つは武装隊が攻撃対象とした警察・公務員・ 大同青年団団員たちに送る警告文である。 親愛なる警察官たちよ!弾圧すれば抗争する。済州道遊撃隊は人民たちを守護すると同時に、人民と共に立ち上がる。良心ある警察官たちよ!抗争を望まなければ人民の側に立ちなさい。良心的な公務員たちよ!一日でも早く我々の側に立って、必要とされる任務を遂行し、職場を守り、悪質な同僚たちと最後まで戦いなさい!良心的な警察官、大同青年団たちよ!君たちは誰のために戦うのか?朝鮮人であれば我々の山河を荒らす外敵を追い払わねばならない。国と人民を売り渡し、愛国者を虐殺する売国・売賊奴を打ち倒さねばならない。警察官たちよ!銃口は奴らに向けなさい。君たちの両親、兄弟たちに銃を向けてはならない。良心的な警察官、青年、民主人士たちよ!早く人民の側に立て、反米救国闘争に呼応して決起しる。

## もう一つは武装隊が道民に送った呼びかけ文である。

市民同胞の皆さん!敬愛する両親、兄弟の皆さん!今日、4月3日にあなた方の息子であり娘であり弟、妹が武器を提げて立ち上がりました。売国単選単政に対して決死的に反対し、祖国の統一独立と完全な民族解放のために!あなたたちの苦難と不幸を強要する米帝食人種の走狗たちの蛮行を阻止するために!本日、あなたたちの骨に染みついた恨みを晴らすために!私たちは武器を提げて決起しました。あなたたちは祖国の勝利のために戦う私たちを守り、私たちと共に祖国と人民が呼びかける道に向かって決起しなくてはなりません。

武装隊は南労党島党済州軍事部傘下の組織であり、精鋭部隊である遊撃隊とそれを補助する自衛隊、特攻隊で編成されていた。4月3日に動員された人員は350名と推算される。四・三事件の全期間にわたって武装勢力は500名程だった。武器は四・三事件勃発当時には小銃30丁で、警察支署襲撃と警備隊員の入山などを通して補強された。

#### 2. 米軍政の対応と平和交渉

米軍政庁は武装蜂起が発生すると、4月5日の朝、全羅南道警察約100名を応援隊として済州に急派すると同時に、済州警察監察庁内に「済州非常警備司令部」を設置した。また、西青団員も増員された。

米軍政は4月17日、その間は傍観状態だった慕瑟浦駐屯国防警備隊第9連隊に事態の鎮圧を命じた。しかし、警察に比べて民族的性向が強かった第9連隊は、その事件を警察及び西青のような極右勢力の横暴によって惹起されたものと判断し、「先宣撫、後討伐」を原則として、武装隊との平和的な解決方案を模索した。

その結果、1948年4月末に、第9連隊連隊長金益烈中佐と連隊参謀である李允洛中尉、そして武装隊側の軍事総責金達三などが会って、「72時間以内の戦闘中止、武装解除と下山が行われれば責任は問わない」などの内容を骨子とする平和交渉を成立させた。



△ 金益烈第9連隊長参戦記(『国際新聞』1948年8月6日) 平和交渉当時に彼が 会った武装隊員たちの写真が見える。

4月末、平和交渉は米軍政ホッジ司令官の武力鎮圧方針決定によって壊れた。ホッジ司令官は4月27日、米第24軍団作戦参謀部シェーヴェ (M. W. Schewe)中佐を済州に送り、事態鎮圧のために帰順工作と武力鎮圧の二方法を共に考慮した。

しかし、済州で作戦を終えてソウルに戻ったシェーヴェ中 佐の4月29日付の報告書では、済州道の状況に関して「米第59 軍政中隊長が済州道の兵力を確実に統率すれば、現在の駐屯 兵力だけでも状況を沈静化させるのに十分である。共産主義 者たちとゲリラ勢力がオルム群にいるので、彼らを鎮圧する ためには、迅速で活発な 作戦が求められる」と評 価した。

現在の兵力だけでも 鎮圧が可能というこの 報告書は、ホッジ司令官 に武力鎮圧を決定させ、 金益烈と金達三の平和 交渉は米軍政首脳部に よって無視されること になった。

平和交渉直後の5月1日には吾羅里放火事件が発生して、交渉を破棄させる決定的な原因を提供した。その放火は右翼青年たちが起こしたものなのに、米軍政と警





△燃える吾羅里、米軍偵察機が空中から撮影したこの様子は記録映画の1シーンとして出てくる。(1948年5月1日) <記録映画『済州道のメーデー』から>

察は「暴徒たちが行った行為」と映るように操作を加えた。米軍はこの燃える村を撮影し、「済州道のメーデー(May Day on Cheju-Do)」という映像記録物までも制作した。

5月5日、済州で米軍政首脳部が参席する中、緊急対策会議

が開かれた。その場で強硬鎮圧を主張した趙炳玉警務部長と 宣撫帰順工作の必要性を力説した金益烈連隊長の間で肉弾戦 が起こった。そして結局、金益烈は問責されたうえで解任さ れ、翌日には第9連隊長に朴珍景中佐が着任した。もはや強 硬鎮圧の道しか残されていなかった。

#### 3. 五·一〇選挙拒否

武装隊は五・一〇単選に対する積極的な拒否闘争を展開した。5月7日から10日まで、選挙事務所を集中攻撃して選挙関連部署の公務員を拉致・殺害する一方で、選挙人名簿を奪取した。多数の住民たちは武装隊に同調して入山、選挙を拒否した。

結局、全国で200か所の選挙区のうち済州道の2選挙区が投票数の過半数未達によって無効処理されることになった。

済州道選挙区は3のうち南済州郡選挙区だけが選挙を行って無所属の呉龍国が当選し、北済州郡の2選挙区は投票率が不足のために無効として処理された。

米軍政は北済州郡2地域の選挙無効を公表すると同時に、 6月23日に再選挙を実施すると発表した。しかし、選挙を 行うための与件が整わず、結局は無期延期となった。

五・一〇選挙の拒否は米軍政に対する深刻な挑戦と受け取られて、済州道民に対する大弾圧が予見された。米軍政はブ

ラウン(Rothwell H. Brown)大佐を済州地区司令官に任命、強力な鎮圧作戦を展開しようとしたが、失敗に終わった。



△済州飛行場に到着した米軍政首脳部(左側2番目から軍政長官ディーン 少将、柳海辰済州道知事、マンスフィールド済州軍政長官、安在鴻民政長 官、宋虎聲総司令官、趙炳玉警務部長、金益烈第9連隊長、1948年5月5日) <米国立文書記録管理庁所蔵>

警備隊兵力は既存の第9連隊1個大隊と釜山第5連隊から提供された1個大隊、新たに第11連隊1個大隊が派遣されて、総3個大隊に強化された。朴珍景は第11連隊長に就任し、本格的な討伐に打って出た。

趙炳玉警務部長も談話を発表して「強硬鎮圧方針」を明ら

かにし、警察特殊部隊を派遣する一方で、西青団員を継続して増派した。警備隊が主導する本格的な討伐作戦が展開され、5月27日までに捕まった入山者は3,126名に達し、6月中旬にはおよそ6,000名に達した。

無理な討伐が行われて、徐々に警備隊の強硬方針に反対する雰囲気が高まった。5月20日の夜には、第9連隊の兵士





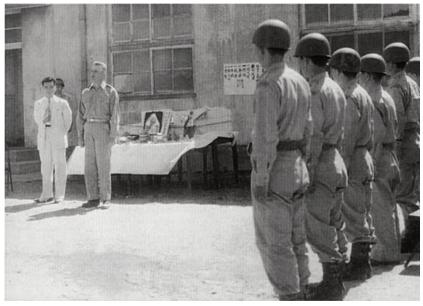
る雰囲気が高まっ △ 中山間地帯に避難した人々、主に幼児と婦女た。5月20日の夜に たちが見える。(1948年5月) <米国立文書管理庁所蔵)

41名が脱出する事件が起こった。彼らは武器と装備、5,600発の弾薬を持って慕瑟浦駐屯地を抜け出し、大静支署を攻撃した後、一部は入山した。警備隊では兵士たち10余名もしくは数名単位で部隊からの脱出事件が頻発した。

6月18日には朴珍景が部下に射殺された。この事件と関連

#### 24 \_ 済州四・三事件の理解

して、文相吉中尉と孫善鎬・裵敬用・申尚雨などが逮捕され、軍 法会議を経て文相吉と孫善鎬下士が処刑された。



△第11連隊本部が設置された済州農業学校で開かれた朴珍景連隊長告別 式でディーン軍政長官が追悼の辞を述べている。(1948年6月18日) <済 州駐屯米顧問官出身ウェソロウスキー所蔵>

### 4. 大韓民国政府の樹立

統一政府の建設を願う様々な政治勢力の反対の中の1948 年5月、南半部だけの単独政府を樹立するための総選挙が実施 された。総選挙では金九と金奎植をはじめとする南北交渉参 加勢力と多くの中道系の人士たちが参加を拒否したので、李 承晩と韓国民主党、そして一部の中道勢力だけが出馬するこ とになった。

李承晩は選挙の結果、最も多くの当選者を出した無所属中の右翼性向の議員たちを引き入れて、国会で多数勢力を確保した。国会では三権分立と大統領中心制、国会での間接選挙による大統領選出などを要旨とする憲法を作り、李承晩を大統領に選出し、1948年8月15日に大韓民国政府が発足した。

他方では、1948年7月中旬に南半部全域で「地下選挙」が開かれた。それは北朝鮮の政権樹立に伴うものだった。四・三の渦中にあった済州道での地下選挙は主に白紙に名前を書いたり、拇印を押したりする場合が多いものだったが、後にそれが仇となって甚大な人命被害が発生することになる。「白紙捺印」したことが罪になって、銃殺の原因になったのだ。

1948年8月21日から海州で北朝鮮政権の樹立のための南半部の地下選挙を通じて代表者が集まり、「南朝鮮人民代表者会議」が開かれた。その日、参席者1,002名の中には、金達三をはじめとする済州の代表6名も含まれていた。

金達三はその場で討論者として四・三蜂起の正当性と成果を整理した演説を行った。金達三をはじめとする武装隊指導部が北朝鮮政権を支持したせいで、済州道はさらなる政府の強硬鎮圧の対象になった。

武装隊総責だった金達三が済州道を去ったのに伴い、武装隊組織は第二代武装隊司令官になった李徳力を中心に再編された。

# 第3章

# 住民の集団的犠牲と事件の終結

### 1. 「焦土化作戦」の実施

李承晩政府は10月11日に「済州道警備司令部」を設置して、 本土の軍兵力を済州に増派した。ところが、10月19日に済州へ 派遣されようとしていた麗水の第14連隊が反旗を翻したので、 事態は手の施しようがない渦に巻き込まれるようになった。

11月17日に済州道に戒厳令が宣布された。それに先立って、第9連隊宋堯讚連隊長は海岸線から5km以上内陸側にある中山間地帯を通行する者は暴徒と見做し、銃殺するという布告文を発表した。その時から中山間村を焦土化する大々的な強硬鎮圧作戦が展開されることになった。

それに関連して、米軍情報報告書は「第9連隊は中山間地帯に位置する村の全住民が明白にゲリラ部隊に対して援助と便宜を提供しているという仮定の下に、村民に対する「大量虐殺計画(program of mass slaughter)を採択した」と記している。1948年10月当時に第9連隊軍需参謀を務めていた金貞武は、中山間村に火をつけて燃やす作戦を軍内部では「焦土化作戦」

と呼んでいたと証言している。

「済州四・三事件を完全に鎮圧してこそ、韓国の重要性を認識している米国の援助が可能である」と考えた李承晩大統領は、済州道に対する「過酷な弾圧」を軍に指示した。その指示は「焦土化作戦」が米国と示し合わせたうえで進行したことを暗示している。

米ソの冷戦が深刻化する中で、アジアで共産主義に対する 防壁を構築するという米国の意志が反映したものだった。

焦土化作戦は本来、昔の中国の戦法である堅壁清野に由来する。20世紀に入って東アジアでは日本軍が主にその作戦を駆使した。1909年の南韓暴徒大討伐作戦と1920年間島事件において義兵と独立軍を討伐する際に、そして1937年の南京大虐殺の際に中国人を対象に活用した戦法である。敵軍の拠点地域の民家と住民・食料に放火・殺戮・略奪(三光)し、燃やしてなくし、殺してなくし、飢えさせてなくす(三盡)戦術としても知られている。日本の植民地期に日本軍に服務していた韓国人たちが解放後に警備隊将校として赴任し、そうした彼らによって焦土化作戦が再演されたわけである。焦土化作戦が具体的に実現された事例こそが四・三事件なのである。

軍事戦略や教理では、焦土化作戦(Scorched Earth, Ground Zero Strategy)は、三光作戦(Three All Strategy), 絶滅戦略(Annihilation Strategy)などと同じ概念である。

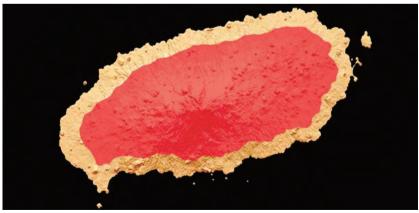
## ◇ 宋堯讚第9連隊長の布告令

1948年10月17日、第9連隊長宋堯讚少佐の布告文

本道の治安を破壊し良民の安住を威嚇し国権の侵犯を企図する一部不純分子に対して、軍は政府の最高指令を奉持して、それら売国的な行動に断固鉄槌を加えて本道の平和を維持し、民族の栄華と安全の大業を遂行する任務をもって、軍は激烈分子は徹底して粛清する覚悟なので、道民の積極的で自己犠牲的な協力を要望するところである。軍は漢拏山一帯に潜伏しながらとうてい許しがたい蛮行を敢行する売国激烈分子どもを掃討するために、10月20日以後、軍の行動期間中、全道の海岸線から5km以外の地点、及び山岳地帯の無許可通行を禁止することを布告する。

万一、この布告に違反した者に対しては、その理由を問わず暴徒とみなし、銃殺に処する。但し、特殊な用務で山岳地帯の通行を必要とする者は、その請願によって軍が発行する特別通行証を交付してその安全を保障する。

「朝鮮日報」、1948年10月20日



△宋堯讚連隊長の布告文に明記された敵性地帯

## ◇政府の戒厳令

済州道地区戒厳宣布

国務会議の議決を経て制定された済州道地区戒厳宣布に 関する件を、ここに公布する。

> 大統領 李承晚 檀紀4281年11月17日

大統領令第31号

済州道地区戒厳宣布に関する件

済州道の反乱を速やかに鎮静させるために、同地区を合囲 状況と定め、本令公布日から戒厳を施行することを宣布す る。戒厳司令官は済州道駐屯第9連隊長とする。

「官報」第14号、1948年11月17日

# ◇李承晩大統領の諭示文

1948年1月21日李承晩大統領の国務会議発言(諭示文)

施政一般に関する諭示の件 (大統領) = 米国側では韓国の 重要性を認識し多くの同情を表しているが、済州道、全南事 件の余波を完全に拔本塞源してこそ、彼らの援助は積極化す るので、地方の金品を無心する輩及び窃盗などの悪党たちを 過酷な方法で弾圧し、法の尊厳を明らかにすることが要請さ れる。

『国務会議録』、1949年1月21日



△済州道駐屯第9連隊の将兵たち。後列右側5番目から宋堯讚連隊長、蔡 東徳参謀総長、金貞武軍需参謀、左側4番目徐鐘喆副連隊長(1948年10月) 〈済州駐屯第9連隊軍需参謀出身金貞武将軍所蔵〉

## 2.集団的犠牲と「死の島」

「焦土化作戦」によって1948年10月末から1949年3月まで約5カ月間、集中的に残酷な集団殺傷が行われた。四・三事件の全期間で犠牲者数は2万5千から3万名と推定されている。「焦土化作戦」が始まる前の1948年9月までの死亡者数は、だいたい1,000名未満とされているから、著しい変化が生じたことになる。

討伐隊は武装隊と民衆の連携を防ぐために中山間村の住民を海岸村に強制疎開させ、100余の村に火をつけて燃やした。

疎開令が下されても、病人や老人や幼児などを含む一部の住 民たちは村を離れずにそのまま残っている場合も少なくなかった。

しかし、理由の如何を問わずそれらの人々に対する無差別 虐殺を恣にして、疎開令を伝達もしないで放火と虐殺を行っ たところも多かった。一部の中山間村に疎開令が伝達され、 海岸村に疎開してきた人々でも、家族の一人でも姿を消すと 「逃避者の家族」とされて、銃殺した(代殺)。そうした疎開作 戦は住民たちをむしろ逃避、入山させる結果を招き、数多く の住民犠牲と事態の長期化をもたらした。

他方では武装隊の報復襲撃も相次いでいた。1948年11月以後、無差別討伐作戦以後には、自分たちを助けないで討伐隊の側に傾いたと判断した一部の村を選んで住民を無差別に殺害した。旧左面細花里、表善面城邑里、南元面南元里・為美里などは、「討伐隊陣営」として武装隊から被害を受けた。

主に軍・警の駐屯地であるうえに、それらの村で「逃避者家族」が銃殺されたことに対する報復だった。武装隊勢力が壊滅状態になってからは、飢えに直面した武装隊は食料を略奪するために村に入って、歩哨に立っていた村民たちを殺害した。

1949年4月1日付の米軍報告書には「1948年の一年間に1万5千余名の住民が犠牲になった。そのうちの80%が討伐軍によって射殺された」と記録されている。大韓民国政府が樹

立された1948年8月から1949年春までのわずか数カ月の間に、軍・警討伐隊の鎮圧作戦と武装隊の報復殺傷で数万名の人名が犠牲になり、130余の村が疎開令などによって焦土化されて、済州の共同体は完全に破壊されてしまった。

12月末には鎮圧部隊が第9連隊から第2連隊に交替したが、 咸炳善連隊長が指揮する第2連隊も強硬鎮圧を継続した。軍首 脳部は第2連隊の強硬作戦のために戦闘力強化に努めた。先ず は過激な反共主義者である西青団員を軍・警に派遣した。第2 連隊の3個大隊のうちの第3大隊は多くの西青団員で編成され たものだった。討伐隊は裁判の手続きもなしに住民たちを集 団的に射殺した。最大の人名被害だった1949年1月17日の 「北村事件」」も第2連隊第3大隊によって行われたものだった。

#### 3. 漢拏山へ避難していた人々の復帰と武装隊消滅

1949年3月、済州道地区戦闘司令部の宣撫工作に従って多くの入山者たちが避難場所を去って帰順してきた。帰順者たちは、若い男子はもちろん女子・幼児・老人たちも、済州邑内と西帰浦の臨時収容所に閉じ込められた。宣撫作戦が4月まで遂行され、死傷者と捕虜が続出した。当時の作戦過程で犠牲に

<sup>1) 1949</sup>年1月17日、陸軍第2連隊第3大隊が北村里の入り口あたりで武装隊の奇襲にあって軍人2名が戦死したので、報復として北村の住民たちを北村国民学校の運動場に集めて350余名を銃殺した事件。

なった民間人と、自ら進んで帰順したり逮捕されて捕虜になったものを合わせると、およそ1万名に達するほどだった。



△ 尋問を受けるために待機中の収容者たち(1948年11月) <米国立文書記録管理庁所蔵>

「降りてくれば生かしてやる」という宣撫作戦に従って白旗を掲げて下山した住民たちは、済州邑内の醸造工場などに閉じ込められ、一部はその後釈放されたが、相当数は軍法会議に回付された。軍当局は元の懐柔方針を無視して一貫して強硬な処理を続けた。刑量も罪名も知らないままに形式的な軍法会議を経て、1,650余名の帰順者たちが陸地(本土)の刑務所に移送された。

#### 34 済州四・三事件の理解

1949年6月7日、武装隊総責の李徳九が射殺された。武装隊勢力は既に瓦解状態だったが、李徳九は金達三を引き継いで武装隊の象徴的な存在だったので、彼の死が与える影響には大きなものがあった。それに鼓舞された国防部は、第2連隊の活躍で射殺したと発表した。



△帰順者たちを集団で収容していた済州港付近の醸造工場<米国立文書 記録管理庁所蔵>

しかし本当は、李徳九は警察の作戦によって射殺されたのだ。警察は李徳九の死体を木の十字架に括り付けて、一日中済州警察署の正門前で見世物にしたあげくに火葬した。

## 4. 行方不明になった人々

1950年6月25日に戦争が勃発して、再び済州に悲劇が襲いかかる。保導連盟加入者、要視察及び入山者の家族などが大挙して予備検束されて処刑された。また全国各地の刑務所に収監されていた四・三事件関連者たちも即決処分された。予備検束が原因の犠牲者と刑務所在所者の犠牲者は3,000余名に及ぶものと推定される。遺族たちは今でもその死体の大部分を見つけ出せないでいる。

済州でも予備検束が実施された。警察の公文によれば、1950年8月17日当時、済州道内の4か所の警察署に予備検束された者の数は1,120名だった。その大部分が7月29日、8月4日、8月20日にそれぞれ西帰浦、済州港の沿岸、済州邑の飛行場、松岳山のソダルオルムなど慕瑟浦の糧穀倉庫に閉じ込められていた250余名の検束者たちで8月20日の夜中に連れ出され、慕瑟浦ソダルオルムの中腹の弾薬庫址で銃殺・密葬された。その後の1956年3月に翰林支署予備検束犠牲者遺族たちが61体の屍を収拾し翰林邑今岳里「マンベンディ共同墓地」に安らかに埋葬した。

同年5月には大静地域の遺族たちが132体の遺骨を収拾し、 安徳面沙溪里に敷地を準備して墓地を造成した。1960年には 遺族たちが寄付を集めてその墓地に碑を建て、「百祖一孫之 地」と命名した。

#### 36 \_ 済州四・三事件の理解

済州警察署に収監されていた予備検束者数百名が山地港の 沿岸で水葬されたり、ジョントゥル飛行場に連れていかれて 銃殺・密葬されたという証言が伝えられている。西帰浦警察署 でもソルドンサン付近の倉庫に収監されていた約250名の検 束者たちが2回にわたって戒厳軍のトラックに乗せられてど こかへ連れていかれて、犠牲になった。



△百祖一孫之地慰霊碑(安徳面沙溪里)

6・25戦争(朝鮮戦争)の直後、四・三に関連した殺傷は済州だけではなく、全国各地で行われた。死線を潜り抜けて生き延び、一般の裁判及び軍法会議を経て本土の刑務所に収監さ

れていた数千名の済州出身刑務所在所者たちが死んでいった のだ。6・25戦争勃発当時、全国の刑務所の在所者は37,335名 で、そのうち平澤以南の刑務所の在所者は20,229名だった。

済州から移送された四・三関連の在所者は一般裁判受刑人 200余名と、2回の軍法会議の対象者中で満期出所した者を除 外した2,350余名が6・25戦争直後に刑務所に収監されていた。 そのうちの2,500余名の大部分が済州に戻れないままに行方 不明になった。

大田刑務所にいた済州人300余名は7月初めに忠南大徳郡 山内面で集団犠牲になった。大田市東区朗月洞コルリョン村 では、その時の屍が今でも収拾されないまま地中に埋まって いる。

大邱刑務所にいた済州出身の受刑者142名も軍・警に引き渡されて大邱達成郡ガチャン村に連れていかれて銃殺された。 これら刑務所在所者の銃殺は政府の最高位層の指示によって 行われたものだった。死刑囚ではない在所者たちを銃殺した のは、不法虐殺だった。

1947年の三・一事件に引き続くゼネストで、相当数の済州 道民が検束されたり追われる身の上になった。四方を海に囲 まれた島の中で追われる身となった者の逃避所として浮かび 上がったのが、日本だった。1948年の四・三勃発以後も、監視 の目を盗んで小さな密航船で島を去る人々の流れがとどまる ことがなかった。四・三蜂起後、済州道の道令によって全地域 と海上交易を一切遮断し、米軍の艦船を動員して海洋を封鎖 した。

その結果として海上交通が断絶し、海軍による空中偵察と海岸村の警備、夜間通行禁止、旅行証明制、戒厳令宣布、警察・警備隊・右翼青年団の増強などの状況を考慮すれば、済州道から出航することは容易ではなかった。しかし、多くの証言を通して、この時期にも日本へ密航していった人々が数多く確認される。

日本の植民地期に生き延びるために日本へ渡った済州人たちは、解放後には夢を膨らませて帰郷した。しかし、四・三事件で生活が不安になると、再び日本へ戻り、大阪などを中心に集まって悔しい生活をしていた。彼らの中には1959年から1984年まで続いた「北送」の際に、北朝鮮に向かう者もいた。そんな人たちは故郷済州道へ戻りたいと思っても、理念と分断の障壁のせいで、眼の前にある海を越えることができなかった。四・三による運命的な「ディアスポラ」になったしまったのだ。

1950年に6・25戦争が勃発すると、7月8日には全国に非常 戒厳令が宣布された。済州道では四・三の最後の討伐のために 駐屯していた海兵隊申鉉俊司令官が済州地区戒厳司令官を兼 任していた。 政府は7月16日に済州醸造工場に陸軍第5訓練所を設置して、新兵養成を始めた。8月3日には中高生で組織される学徒 突撃隊が結成され、彼らを筆頭に済州道の青年3,000名が海兵 3、4期として志願入隊した。済州出身海兵たちは仁川上陸作 戦に投入されて、ソウル奪還に参加し、9月27日には中央庁に 太極旗を翻させた。

1951年3月21日には、既存の大邱第1訓練所、釜山の第3訓練所及び済州の第5訓練所を統合して陸軍第1訓練所を大静邑上慕里に設置した。それとともに米軍第5空軍軍顧問団が駐屯するようになった。それと同時に、済州道衛戍地区司令部が設置され、済州地域の警備、陸軍の秩序及び軍規の監視、陸軍所属建築物及び施設の保護に関する任務を遂行するようになった。衛戍司令部は済州道一帯の警備を担当し、軍事施設を保護する責任があるので、当時まだ残っていた在山武装隊討伐作戦にも部分的に参加した。

慕瑟浦陸軍第1訓練所で養成された兵力は50万名にも及ぶ。第1訓練所にも数多くの済州の青年たちが入隊した。6・25戦争当時、陸軍海兵隊に入隊して参戦した済州の青年たちは1万余名に達する。政府によって「赤」の烙印を押された済州道が、逆に北朝鮮の侵略を食い止める盾として大きな役割を果たしたのである。

1952年に済州道警察局は「第100戦闘警察司令部」を設置

#### 40 \_ 済州四・三事件の理解

し、漢拏山山腹の随所で武装隊に対する討伐作戦を行った。 1953年1月に対遊撃隊特殊部隊である虹部隊(部隊長朴蒼岩 少佐)が漢拏山作戦地域に補強投入された。当時は、在山武装 隊はごく少数に過ぎなかった。1957年4月2日に最後の武装隊 員である呉元権が旧左面松堂地域で生け捕りにされて、四・三 は終息した。



△婦女子たちが竹槍を持って村の歩哨に立っている。(1949年3月) < 「第2 連隊済州島駐屯記」のアルバムから>

1954年9月21日に済州道警察局長辛相黙は、漢拏山禁足地域を解除し、全面開放を宣言した。地域住民たちが担当して

いた村の城郭歩哨任務もなくなった。疎開で留守にしていた 中山間村の復旧及び移住・定着事業が展開されるようになっ た。

# 第4章

## 四・三事件による被害と足枷

四・三事件は米軍政期に発生し、韓国の建国以後に至るまで7年にわたって続き、韓国現代史において6・25戦争に続いて人命被害が甚だしかった事件である。1947年の三・一節発砲事件と1948年の四・三の武装蜂起によって始まった四・三は、武装隊と討伐隊間の武力衝突と討伐隊の鎮圧過程で2万5千~3万余名の人命被害をもたらした。家屋4万余棟が消失し、中山間地域の相当数の村が廃墟に変わった。学校・面事務所など公共機関の建物が燃やされ、各種の事業施設が破壊された。

1954年に四・三が終了し、廃墟になっていた村の復旧と定着事業が本格化した。しかし、四・三が済州の共同体に残した後遺症は容易には治癒されなかった。連座制と国家保安法の足枷が遺族たちを縛り付け、拷問被害の後遺症、レッドコンプレックスなど精神的傷跡が癒えることはなかった。四・三のために日本へ逃れた人々は戻ってこれず、受刑生活を終えて戻ってきた人々は公安機関の監視に苦しめられた。

### 1. 人命被害の実態

済州四・三事件真相糾明及び犠牲者名誉回復委員会(略称:四・三委員会)は2002年に犠牲者審査を開始して2014年5月23日までに、犠牲者14,231名と遺族59,225名を確定した。 <表1-1、表1-2、表1-3参照)

<表1-1>四•三犠牲者⋅遺族決定状況

(単位:名)

区分			遺族				
		計	死亡者	行方不明者	後遺障害者	受刑者	(名)
審査結果	小計	14,311	10,249	3,583	233	246	59,599
	認定	14,231	10,245	3,578	163	245	59,225
	不認定	78	4	3	70	1	371
	撤回	2		2			3

## <表1-2> 性別犠牲者数

(単位:名)

区分	計	死亡者	行方不明者	後遺障害者	受刑者
計	14,231	10,245	3,578	163	245
男	11,241	7,704	3,217	97	223
女	2,990	2,541	361	66	22

<表1-3> 年齢別犠牲者数

(単位:名)

区分	計	死亡者	行方不明者	後遺障害者	受刑者
計	14,231	10,245	3,578	163	245
10歳以下	770	679	73	18	
11-20歳	2,464	1,684	601	90	91
21-30歳	5,461	3,277	2,027	46	109
31-40歳	2,291	1,652	601	9	29
41-50歳	1,383	1,190	181	-	12
51-60歳	959	886	69	-	4
61-70歳	557	541	16	-	
71歳以上	344	334	10	-	
年齢未詳	2	2	-	-	

諸種の資料と人口変動統計などを勘案すると、四・三事件の 人命被害は2万5千~3万余名と推定される。

「四・三委員会」で審査して確定した犠牲者の加害別統計は 討伐隊84.3% (12,000名)、武装隊12.3% (1,756名)である。特 に10代以下の幼少年少女が5.4% (770名)と61歳以上の老人 6.3% (901名)が全体犠牲者の11.7%を占めており、女性の犠牲(21.1%、2,990名)が大きかったことから、老若男女を問わ ない過度な鎮圧作戦が展開されたことが分かる。



△四・三犠牲者行方不明者たちの標石(済州四・三平和公園)

#### 2. 物的被害と「失われた村」

1948年11月から第9連隊によって敢行された「焦土化作戦」によって、中山間村の95%が燃えてなくなり、多くの人命が犠牲になった。

四・三が原因の物的被害は大別すると、村の共同体の破壊及び消失、公共施設の焼却被害、産業部門の被害などである。村の被害は300余村(自然村、洞)であり、家屋被害は2万余戸、4万余棟である。そうした数値は1953年に済州道当局が公式発表した罹災戸数19.934戸、焼失棟数39.285棟とも一致している。

四・三の展開過程で武装隊と軍・警の討伐隊との頻繁な武力

衝突で学校・官公署・警察支署など、公共施設が焼却・破壊された。安徳面と旧左面・中文面・朝天面事務所が焼却され、戸籍も消失した。

そればかりか、各種の産業部門の沈滞をもたらした。農業・ 牧畜業・漁業・裸潜業・交易など各種の産業が失速し、住民生活 に極度の困難をもたらした。

1949年5月現在、済州道全体の人口の28.8%が失業状態になるほど済州道民の生活は極度に疲弊していた。

1954年9月、漢拏山禁足令が解除されて以後、中山間村の人々の相当数は本来の居住地に戻った。村に戻った住民たちが畑を耕し、新たに家を建て暮らすのは容易なことではなかった。そのうえ、中山間地帯は「共匪の出没地域」とされ、頻繁に疎開対象になり、しかも、そこは事件の過程で住民たちが集団的に犠牲になった痕跡が残っている所なので、戻ることを望まない住民たちも多くいた。

中山間村で暮らしていた人々の中には既に死亡した人も多く、海岸地帯に疎開して定着した住民たちは各地に分散していたので、今更、村に戻ることを望まなかった。

四・三事件発生後15年が過ぎた1962年までに原住地に戻ら なかった罹災民は7.704所帯、40.419名だった。

政府と済州道当局の積極的な復帰事業実施にも関わらず、全体の罹災民の半ばほどの住民が原住地に復帰しなかった。

むしろ、政府の復旧事業によって他の地域から流入した6・25 戦争の避難民たちが故郷に戻らずに中山間地帯の新しい住民 になったりもした。

四・三以後に長期にわたって難民定着復帰事業を実施したが、原住民たちが復帰せずに廃墟になってしまった村々が済州道内の各地に残っている。四・三によって消失した村、すなわち「失われた村」と呼ばれるのがそれだ。「失われた村」は四・三当時に集中的に被害を被った数多くの村の一部で、住民たちが戻ってきて村を以前のように復原できずに捨ててしまったり、農耕地に変えて二度とは村が形成されなくなった場合のことを言う。



△失われた村の一つ、コヌル洞全景(済州市禾北洞)

#### 3. 連座制の足枷

四・三のもう一つの痛みは、当時死亡もしくは行方不明になった人々の無辜の犠牲が、その代で終わらず遺族たちにまで引き継がれたことである。事態の渦中で軍・警の討伐隊によって殺されたり、リンチされたりしたことがあるというだけの理由で、遺族たちは連座制によって監視され、社会活動に深刻な制約を受けてきた。犠牲者の遺族は法的根拠もない連座制によって正常な社会生活を享受できず、レッドコンプレックスに苦しめられてきた。

韓国で連座制は1894年の甲午改革の過程で、制度としては 撤廃された。しかし、連座制は日本の植民地期の「要視察リスト」を通じた監視を経て、解放後には南北の体制の対立状況 の中で、「身元照会」を通して「特異者」をつまみ出す社会的 慣行としては消えることなく、公然と実施されてきた。

四・三事件の場合、1950年8月には既に保導連盟員2万7千名 と5万余名に事件関連者家族たちが査察当局によって別途に 管理されていた。

1980年8月になってようやく、国家防衛非常対策常任委員会は連座制を廃止すると発表し、内務部はその後続措置として1981年3月に連座制廃止指針を発表した。

1980年に制定された第5共和国憲法 (第12条第3項)と第6共和国憲法 (第13条第3項)でも連座制禁止を明文化している。

済州道民の大多数は四・三による連座制被害の経験を持っている。2000年8月に「済州四・三真相糾明及び名誉回復のための道民連隊」が四・三の遺族75名を対象にアンケート調査した結果、全体の86%が連座制の被害を受けたと回答している。彼ら遺族が受けた連座制被害とは次のようなものだった。(複数回答)

被害事例	比率(%)
公務員任用試験	26
士官学校など各種入学試験	23
国・公企業や私企業への就職あるいは昇進	18
国・警察における昇進	16
国内外旅行及び出入国過程	8
日常生活監視	30
各種身元照会	60

四・三が原因で亡くなった犠牲者たちの名誉回復と合わせて、生き残った人々に対する根本的な人権保護・名誉回復もまた切実な課題であることが、連座制被害の実態を通して確認できる。

# 第5章

# 四・三真相糾明への長い道程

#### 1. 四・三真相糾明運動と受難

1960年の4・19革命 (四月革命)によって自由党政権が没落すると、四・三に対する公開の論議が始まりました。1960年5月に済州大学学生7名が「四・三事件真相糾明同志会」を組織し、真相糾明作業を始めた。続いて5月27日には南済州郡慕瑟浦で遺族など住民たちが集会を開き、「特攻隊惨殺事件」などの真相糾明を促した。

1960年5月23日に国会で居昌・咸陽などにおける良民虐殺事件に関する調査団が構成されると、済州出身国会議員たちは済州四・三事件の真相も調査すべきと発議した。国会はそれを受け入れて、慶南チーム(チーム長・崔天)の調査地域を拡大し、6月6日には終日にわたって四・三事件の真相調査を実施した。済州道議会議事堂で開かれた国会調査団の証言聴取の場で、10年間にわたる「恨」を晴らした遺族たちは、虐殺当時の不法性を暴露して悔しさを訴えた。切迫した日程ではあったが、3日間で済州新報が受け付けた被害件数は総1,259件、人命被害は1.457名に達した。



△済州四·三事件真相糾明同志会会員たち(前列左から、黄大定、李文教、朴卿久、後列左から高順華、蔡萬華、梁キヒョク)

1960年の4・19革命でようやく始まった四・三事件に関する 議論は、しかし翌年に起こった軍事クーデタによって再び中 断を余儀なくされた。

5・16発生の翌日である1961年5月17日には、四・三事件真相糾明同志会会員李文教・朴卿久が拘束され、6カ月間にわたって投獄された。被害者申告受付の先頭に立っていた済州新報の申斗**玤**専務も拘束され、真相糾明を訴えていた慕瑟浦の遺族たちも警察に連行されて苦汁をなめた。6月15日には警察が慕瑟浦地域の予備検束犠牲者遺族たちが前年に建てた「百祖一孫慰霊碑」を壊して地中に埋めてしまった。

5・16軍事クーデタ以後は20余年間にわたって、軍事政権下

で四・三事件に対する議論は改めてタブー視された。反共法・ 国家保安法と連座制などの構図下で四・三事件に関して口を 開くことさえも憚られた。もはや四・三事件は歴史の中に埋め られたかのようだった。

四・三の再認識は1978年に小説家の玄基栄が「順伊おばさん」という小説を通してその真相と傷跡の一部をリアルに表現することによって始まった。その作家は四・三事件を素材に小説を書いたという理由で情報機関に連行されて辛苦をなめた。

1980年代後半の民主化運動以後、四・三に対する議論が再



△ 済州大学総学生会の四・三真相糾明促求集会(1989年4月、済州大学学生 会館前、金キサム撮影)

燃した。1987年の市民抗争以後、四・三は学生運動圏・社会運動圏内で重要なイシューとして浮かび上がった。高潮した民主化の雰囲気の中で必然的に四・三の議論が活発に展開されるようになった。四・三の真実回復運動は民族民主運動の巨大な力を防風林として、豊かな理論的滋養と人的資源を供給されて、抵抗的社会運動の姿をとって出発した。

1987年4月3日、済州大学総学生会では四・三勃発以後初めての慰霊祭を執り行い、四・三を民衆抗争として公式に規定する壁新聞が貼りだされ、関係者が警察に連行されるという事件が発生した。それ以後、四・三に関連して大学街では追悼集会とデモを通して四・三真相糾明運動が行われるようになった。

1989年には済州地域の市民社会団体とソウルの済州社会問題協議会は41周忌四・三追悼祭準備委員会を組織して、済州市民会館で追悼祭を挙行した。これは四・三以後、公開で行われた初の追悼行事だった。

同年5月10日には済州四・三研究所が発足した。済州四・三研究所は創立以後、証言集などを発刊して証言の蓄積と学術的論議の基礎を準備した。また済州新聞は1989年4月3日を迎えて「四・三の証言」の連載を始めた。1989年末、済州新聞の内部紛争でその連載は中断され、旧済州新聞社員たちが創刊した済民日報が創刊企画として「四・三は語る」を連載し、四・三関連の証言を体系的に記録として残すようになった。

済州地域の放送でも四・三を主題にした特集企画番組を放送することによって、地上波放送でも四・三の映像が放送され始めた。

文化芸術人を含む各界各層で真相糾明運動が続き、1993年 10月には済州地域総学生協議会が四・三特別法制定と特別委 員会の構成を促す請願書を国会に提出した。また、1995年に は済州道議会四・三特別委員会は『済州四・三事件被害実態調 査報告書』を発刊した。

他方、1997年4月には「済州四・三第50周年記念事業推進汎 国民委員会」が結成されるなど、四・三真相糾明運動は全国的 に拡散した。

#### 2. 四・三特別法の制定

1997年12月の大統領選挙で新政治国民会議の金大中候補は四・三事件の真相糾明と名誉回復を公約として掲げた。それに伴って新政治国民会議は1998年3月、党内に「済州道四・三事態真相調査特別委員会(略称:国民会議特委)」を構成し、国民会議特委は5月7日に済州で、9月28日には国会で、それぞれ「四・三事件公聴会」を開催した。

1999年に入いると済州ではますます具体的な真相糾明運動が展開されるようになった。その年の3月、「済州四・三真相糾明と名誉回復のための道民連帯」が結成された。真相糾明

の先頭に立っていた人々は1999年12月末の第15代国会閉会前に特別法制定を成し遂げるために努力した。済州では10月に24の遺族団体と市民社会団体が結集した「四・三特別法制定のための連帯会議」を組織して、本格的な特別法制定運動を展開した。これに対して、済州道民は特別法制定促求署名と寄付金などによって応援した。連帯会議はさらに「済州四・三特別法制定を促す全国市民社会団体活動家184団体694名宣言」を導き出し、特別法制定の当為性を全国に広報した。

結局、国会行政自治委員会は与野がそれぞれ提出した「四・



△『済州4・3特別法』に署名する金大中大統領(青瓦台、2000年1月11日)

三特別法(案)」を単一案に作り直したうえで国会の本会議に回付し、1999年12月16日、国会本会議で「済州四・三事件真相糾明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」を通過させた。

2000年1月11日に青瓦台では、その間に真相糾明運動の先頭に立ってきた遺族・市民団体代表8名が見守る中、金大中大統領が四・三特別法に署名した。

四・三特別法は「四・三事件の真相を糾明し、犠牲者とその遺族の名誉を回復させることによって、人権伸長と民主発展及び国民和合に資することを目的とする」とその趣旨を明らかにした(第1条)。四・三特別法は四・三事件が勃発して50余年が過ぎてもなお、国家レベルにおいては真相糾明が放置され、犠牲者たちに対する名誉回復措置がなされていないことに対して、反省と解決の意志を示したものだった。

四・三特別法に基づいて済州四・三事件真相糾明及び犠牲者名誉回復委員会(略称:四・三委員会)が発足し、△真相調査報告書作成と確定 △犠牲者と遺族の申告受付と決定、△四・三平和公園造成と四・三平和記念館建立、△犠牲者遺族の医療支援金支援と後遺障害者に対する生活支援金支給などの事業を推進するようになった。

四・三特別法は2007年1月に改正、公布された。改正内容は現行の憲法上、死亡者・行方不明者・後遺障害者に限定されていた犠牲者の範囲に受刑者を追加して、以前には「犠牲者の

配偶者、直系尊卑属、或いは兄弟姉妹」に限定されていた遺族 の範囲を「兄弟姉妹がない場合は4親等以内の傍系血族で犠牲 者の祭祀を行ったり、墳墓を管理する事実上の遺族」へと拡 大した。

追加真相調査と記念館・公園の運営・管理などの事業を遂行する四・三平和財団の設立と政府による支援の根拠が整えられた。委員会の審議・議決事項に「集団虐殺地・密葬地調査及び遺骨の発掘・収拾に関する事項」が追加された。

四・三特別法は2013年8月に再改正された。国会はその改正 案を通過させて、四・三法定記念日に関連する付帯意見とし て、大統領令である「各種記念日に関する規定」を改正し、追 念日として指定するように明文化することで、法定記念日指 定のための扉を開いた。

また犠牲者及び遺族に国家が生活支援金を補助することができるように、法的な根拠も整えられた。四・三平和財団に対して自発的に寄託される金品を、事業目的に符合する範囲で受け取ることができる特例も新設された。

#### 3. 真相報告書の確定と大統領の謝罪

2003年10月15日、四・三事件の真相を明らかにした大韓民 国政府の公式報告書が確定した。10月31日には慮武鉉大統領 が済州道を訪問し、真相報告書に基づいて過去の国家権力の



△四·三事件被害者に謝罪する慮武鉉大 統領(済州市ラマダホテル、2003年10 月31日)

過ちを公式に謝罪した。 「国家公権力による大規 模民間人犠牲」という事 実を政府が認定したので ある。

2005年1月27日に慮武 鉉大統領が指定宣言文に 署名したことによって、 済州道は公式に平和の島 に指定された。その日、 署名式の場で大統領は 「済州道が平和の島に指 定されたのは、済州道民 が痛切に念願してきたこ とであるが、済州島は実 質的にその条件を備えて

いる。済州道は「三無の島」として平和を培ってきた歴史を持っており、四・三事件という歴史的に大きな痛みを噛みしめ、過去史整理の普遍的な基準と言える真実と和解の過程を経て、それを克服するという模範を具現している」と、平和の島指定の意味を特別に強調した。

#### 4. 法定記念日指定

四・三犠牲者追念日を法定記念日に指定したのは、政府の真相報告書確定、大統領の謝罪の後に残っていた四・三の国家的解決課題の最後の案件を解決したものだ。2012年12月、朴槿恵大統領候補は追念日指定を済州地域の大統領選挙の主要公約として掲げた。2013年8月に国会は四・三特別法改正案を通過させて四・三法定記念日に関連する付帯意見として、大統領令である「各種記念日に関する規定」を改正し、四・三追念日を法定記念日に指定することを明文化したことによって、法定記念日指定の礎石が用意された。

そして2014年3月18日に政府は国務会議において「各種記念日などに関する規定」を改正し、3月24日付の官報に掲載したことによって、「四・三犠牲者追念日」指定のための大統領令改定案がついに公布された。

法定記念日指定を契機に四・三問題の解決は国民統合と和 合の国政課題を実現した代表的な事例になった。これによっ て、これまで四・三事件を巡る理念論争と葛藤を解消する決定 的な契機が準備された。

四・三追悼式は法定記念日にふさわいい国民的行事として 挙行され、さらには、大韓民国国内の追悼行事の枠を越えて、 世界に向かって「平和精神」を宣布・具現する普遍的行事と して定着していくものと期待される。

#### 60 \_ 済州四・三事件の理解

過去に四・三は半世紀以上にわたって禁忌の領域に閉じ込められ、遺族たちは犠牲者を慰霊する行事も公開で開くのが難しい状況だった。四・三犠牲者追念日が法定記念日に指定されるまでには、険しい過程を経ねばならなかった。

1989年に済州道内11の市民社会団体で構成された済州四・ 三4月祭共同準備委員会が「第1回四・三追悼祭」を行うこと によって、慰霊祭は公式行事として行われるようになった。

1990年6月に遺族たちは「済州道四・三事件民間人犠牲者遺族会」を組織して、1991年4月に初めて遺族たちが主体になった四・三事件犠牲者慰霊祭を執り行うに至った。



△ 1989年4月3日に済州市民会館で行われた41周忌四·三追悼祭(金キサム撮影)

この後も遺族会と市民の社会緒団体は、四・三慰霊祭と四・ 三記念行事をそれぞれに行っていたが、1994年に済州道議会 の仲裁によって民間人犠牲者遺族会と「4月祭共同準備委員 会」が共同で慰霊祭を執り行うようになった。

1997年には四・三の傷を汎道民的に昇華するという趣旨で、「済州四・三事件犠牲者慰霊事業汎道民推進委員会」が結成され、四・三の50周年である1998年から毎年、合同慰霊祭を行ってきた。

四・三特別法が制定された2000年からは「済州四・三事件犠牲者汎道民慰霊祭」と名称を変え、新たに確保した済州市奉蓋洞四・三平和公園の敷地で行われるようになった。

2006年四・三慰霊祭には国家元首としては初めて盧武鉉大統領が自ら参席して、済州道民に改めて公式謝罪し、参拝した。

# 第6章

# 四·三平和公園の造成と済州 平和財団の設立

四・三特別法が施行されると、国家の支援下で四・三平和公園と四・三平和記念館が造成され、さらには済州四・三平和財団の設立によって数々の公的記念事業が推進されるようになった。

#### 1. 四・三平和公園の造成

四・三平和公園は四・三事件の犠牲者の魂を慰霊し遺族の心痛を癒す慰霊・追悼の場であると同時に、平和・人権・教育の場として後世に歴史的教訓を伝えることを目的として造成された。

四・三平和公園造成事業は四・三に対する国家補償の一環である。1996年6月、済州道を訪問した金大中大統領は慰霊公園造成のための特別交付税30億ウォンの支援を約束し、四・三特別法が制定(2000年)されることによって公園造成事業が順調に進行した。公園の敷地購入、四・三慰霊公園造成基本計

画樹立、四・三平和記念館基本施設設計、建築工事施工(2006年1月~2007年9月)、展示物制作、設置などを経て、2008年3月28日に竣工した。

公園造成事業は2002年3月に始まり、2008年2月に完成した。四・三平和公園造成基本計画で提示された第3段階の事業計画である教育館は、2016年末に完成する。

済州四・三平和公園には年間20万余名の訪問客と国内外の 過去史研究者、修学旅行の学生たちが訪問し、四・三の真実と 過去史清算の教訓を自らの目で確認している。

四・三平和公園慰霊祭壇の位牌奉安室には、四・三の犠牲者 14,231名のうちで生存者106名を除いた14,095の位牌が奉安 されている。警察官の犠牲者95名、軍人犠牲者35名の位牌も 共に奉安されている。

行方不明者追悼院には事件当時の行方不明犠牲者の標石 3,884基を建て、2011年には奉安館を竣工し、遺骸発掘事業に よって発掘された遺骸396基を奉安している。

#### △ 四·三平和公園概要

• 位置:済州市明林路430 (奉蓋洞237-2)

•面積:396,743㎡(約12万坪)

• 事業内容

第1段階:総事業費112億ウォン、慰霊祭壇、慰霊塔、追悼広場造成

#### 64 \_ 済州四・三事件の理解

第2段階:総事業費480億ウォン、位牌奉安室、駐車場な

ど基盤施設、記念館建立

第3段階:四・三平和教育センター建立中(2014~2016)



△済州四·三平和公園全景(済州市奉蓋洞)

#### 2. 四・三平和記念館の建立

四・三平和記念館は四・三平和公園の第2段階事業として四・三特別法に「資料館建立」が明示されたことによって建立の根拠が整えられた(名称は資料館から済州四・三平和記念館に変更)

四・三平和記念館は二度と四・三のような悲劇が起こらないように、後世に教訓を与える「歴史教育の場」であり、四・三の

悲劇を通じて平和と人権の大切さを教え諭すと同時に、それを契機に韓半島の平和、さらには世界の平和に寄与する「平和・人権の場」という趣旨で建立された。

四・三平和記念館は懸賞公募を経て2006年1月に着工した。 記念館の建立過程では「四・三平和公園造成諮問委員会」が構成されて専門的な諮問を行い、「展示企画チーム」が組織され 展示企画を担当した。記念館の象徴性の確立と豊富なコンテンツ確保のために「アートワーク作業チーム」が別途に組織 され、記念館展示の充実した完成を目指した。このようにして、2年余にわたる建物の新築及び展示施設などの設置を終 えて、2008年3月28日には開館に至った。

#### △ 四·三平和記念館概要

- 面積: 11,456㎡ (地下1階,地上4階)
- 空間配置
  - 地下 1 階: 常設展示室
  - 1 階: 大講堂、収蔵庫、ミュージアムカフェ、ロビー、 案内デスク
  - 2階:企画展示室、オープン展示室
  - 3 階:開架資料室、アーカイブ室、業務空間
  - 4 階:業務空間、会議室(3)
- 展示内容
  - 歴史の洞窟: プロローグ
  - -揺れ動く島:解放と挫折

#### 66 済州四・三事件の理解

- 風に乗る島:武装蜂起と分断拒否

-燃える島:焦土化と虐殺

- 流れる島:後遺症と真相糾明の歴史

-新たな始まり:エピローグ

-特別館:タランスィ洞窟(遺骸発掘の現場)



△済州四·三記念館全景

#### 3. 済州四・三平和財団の設立

四・三平和財団は四・三特別法が改正 (2007年1月24日)されて設立の根拠が整えられ、準備過程を経て2008年10月16日に設立された。平和の増進と人権伸長を目標に、△四・三平和公園及び平和記念館の運営・管理 △四・三事件の追加真相調

査 △犠牲者追悼事業及び遺族福祉事業 △文化・学術・教 育事業 △国内外の平和交流事業などの業務を推進する。

四・三特別法にはこの事業に必要な基金を政府が援助することが明文化されている。

### ◇四·三事件追加真相調査

四・三事件追加真相調査は、村別被害調査、分野別被害調査、海外四・三資料調査などの分野に分けて事業を進めている。

- △村別四・三被害調査は済州道内12の邑面、165の村を対象に、2012年から推進を開始し、2017年には調査報告書を発行する。
- △四・三行方不明者の被害調査は四・三当時の軍法会議や一般裁判に回付されて、済州道内と本土刑務所に収監以後に行方不明になった犠牲者3,518名に関する詳細な事実調査を実施している。行方不明の未申告者の確認、行方不明犠牲者に関する最終的な行跡を糾明する。
- △分野別四・三被害実態調査は教育界・宗教界・国家有功者・ 在日済州人など4分野における四・三被害を調査する事業で、第1次調査(2015年)は完了した。

村別四・三被害と分野別四・三被害に関する追加真相調査報告書が発行されると、四・三当時に済州島が経験していた痛みの規模と強度を総合的に把握することができる。さらには、歴史的真実の復原とともに多方面にわたる四・三研究を活性化させる契機になるものと期待されている。とりわけ歴史的事実に基づいて多様な歴史教訓プログラム運営、暗い記憶を明らかにして健康な地域資源として活用する歴史文化コンテンツ開発などの基礎資料として活用される。

## ◇遺族福祉事業

犠牲者慰霊・遺族福祉事業のうちでも代表的なのは、四・三 犠牲者追念式を挙行することである。2014年には四・三犠牲 者追念日が法定記念日に指定された結果、第66周年四・三犠牲 牲者追悼式は政府主管で行われた。道内の各邑面16か所に散 在する地域の四・三墓地整備や慰霊祭、鎮魂祭などにも支援を 行っている。

遺族福祉事業としては四・三犠牲者遺族に対する診療費支援事業を展開している。61歳以上の遺族を対象に、外来診療費の本人負担金のうちの30%を支援している。2009年の4,700万ウォンを皮切りに、2015年には15億3,900万ウォン相当の医療費を遺族に支援した。

2014年から施行している61歳以上の四・三犠牲者の嫁に対する診療費支援は、犠牲者遺族に準ずる形で、病院・医院診療



△第66周年四・三犠牲者追悼式(2014年4月3日平和公園慰霊祭壇)

費に支援を行っている。

遺族たちのために、済州道内の病院・医院、漢方医院と指定医療機関協約を結び、診療の便宜を提供している。

また、四・三犠牲者のうちの生存者には月30万ウォン、80歳 以上の高齢者には月5万ウォンの生活補助費を支援している。

### ◇文化·学術事業

文化・学術・教育事業は、青少年を対象にした全国青少年四・三文芸公募、全国青少年四・三平和キャンプ、全道学生文芸コンクール、大学生を対象にした国内大学生四・三アカデミー、世界大学生四・三アカデミー、一般人を対象にした市民四・三歴

史文化アカデミー、四・三解説士養成教育、四・三歴史文化教員 職務研修、済州四・三平和フォーラムなどを開催している。

四・三教育事業の内実化のための協力体制を強固にするために、済州特別自治道教育庁、耽羅教育院、済州女性家族研究院との間で四・三教育と研究のための業務協約を締結している。

### ◇国内外との平和交流事業

平和交流のための事業としては、国内外の過去史及び平和人権関連機関との交流拡大を通じて、四・三の全国化と国際化を推進している。とりわけ東アジアにおける平和人権の定着のために、韓国の人権団体5機関、日本の2機関、台湾の2機関と共同で東アジア民主平和人権ネットワーク協約を締結(2012年)して、相互交流活動を展開している。

政府が発行(2003年)した「四・三事件真相調査報告書」の 英文版と日本語版を発行し、世界各国の政府、大学、図書館な どに配布している。

#### ◇ 主要施策事業推進

四・三平和財団は主要施策事業として済州四・三平和賞制定、四・三和解報告書発刊、済州四・三の歌制作、四・三デジタルアーカイブ構築、四・三研究学術支援、四・三平和公園の平和聖地化事業を推進している。

- △四・三平和賞は四・三事件の真相糾明と和解の過程において平和・人権・民主精神宣揚に貢献した国内外の主要人士や団体に授ける賞である。授賞は隔年の4月で、第1回は2015年の四・三の67周年式場で授賞式を行った。賞金は1万米ドル、本賞は在日平和運動家金石範(小説家、『火山島』の作者)、特別賞はインドネシアの平和運動家であるMuhammad Imam Aziz, (NU全国理事会議長)がそれぞれ受賞した。
- △四・三平和報告書は66年間にわたる真相糾明の過程において逆境を克服してきた済州民の和解と平和精神の記録を整理し、後世に遺産として譲り渡す作業である。真相糾明と事業の法的根拠の確保の過程において数々の葛藤をどのようにして解決してきたかなど、隠された秘話を整理している。四・三解決の進展過程で保存・伝承されるべき証言と記録、遺訓などの保存に努め、報告書を2016年に発行する。
- △済州四・三の歌を制作している。四・三の犠牲者の魂を慰め、和解と共生の平和精神を宣揚し、暗黒の歴史から光の歴史を志向する国民大統合の意志をこめた追悼の歌を制作・普及している。2014年に全国公募で作詞・作曲、2015年の四・三犠牲者追悼式の式前行事で演奏された。

#### 72 済州四・三事件の理解

当選曲は「島の恋歌」(作詞:高ヨンスク、作曲:許コルジェ)、〈光になって〉(作詞:李ファイン、作曲:韓スラン、盧ジョンスク)である。

- △四・三関連資料を体系的に収集・管理・サービスを提供する四・三デジタルアーカイブを構築した。四・三情報を効率的に管理、検索できる最上のデータベースサービス体系を構築し、2016年からサービスを開始する。四・三デジタルアーカイブの構築によって、四・三資料を必要とする人々に便宜を提供し、関連研究の質的拡張とコンテンツ開発活性化の一助となることが期待される。
- △四・三研究学術支援は四・三の未解決課題に関する研究推進と研究基盤を拡充し、四・三関連政策樹立に対する理論的土台の構築に努める。主要事業としては四・三研究論文支援、四・三研究著述支援、四・三学位論文支援などである。四・三研究を体系的に遂行するために、「四・三研究支援基金」を設立(2016年)する。
- △四・三平和公園の平和聖地化事業は、四・三平和公園が慰霊追悼空間にとどまらず、四・三の痛みを克服した平和の聖地として、四・三の平和精神を世界に広めるための事業である。平和聖地化は四・三にまつわる「義人」を発

掘し、彼ら・彼女らの精神を象徴化し、文化芸術を通じて 平和精神を広範囲に普及する。平和の鐘建立、平和の森 造成などもそれと同じく意味深い事業になるだろう。

済州四・三平和財団は四・三を解決するにあたって、真実・責任・和解の3原則を尊重し、済州四・三解決が過去史清算の模範事例になるように努める。

### 済州四・三事件の理解

発行日: 2016年 4月 3日

発行所:済州四•三平和財団

発行人:李文教 編集人:朴賛植

住所:63313 済州特別自治道済州市明林路430

済州平和記念館 4 階 電話: (064)723-4301

ファックス: (064)723-4303

ホームページ: www.jeju43peace.or.kr

<注>この冊子は2003年に「済州四・三事件真相糾明及び犠牲者名誉回復委員会」が発行した「済州四・三事件調査報告書」の内容を中心に、その後に変化した四・三関連資料を適宜補充して編みました。読者の皆様の四・三理解の一助になることを願っています。